平成２７年（フ）第３６２号
兵庫県姫路市亀山187番地１高福荘107号
債務者　渡辺　正勝
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３７２号
兵庫県高砂市米田町米田414―１　レオパレスＭ２―102、住民票上の住所兵庫県加古川市東神吉町神吉651番地の216
債務者　浅田　正勝
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３９号
鳥取県倉吉市河原町1771番地４（旧住所　鳥取県倉吉市堺町２丁目933番地１）
債務者　田中　政則
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２７年（フ）第６７１号
広島市中区東平塚町９番10―603号
債務者　木下　博之
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２２０号
愛媛県松山市古三津１丁目13番10号　竹村第２ビル優美102号
債務者　石角仁衣奈
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２３９号
愛媛県松山市河野中須賀316番地16
債務者　七條ゆかり
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１４０４号
福岡県福津市津屋崎５丁目23番22号
債務者　太田　敏弘
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３２０号
鹿児島県鹿児島市宇宿３丁目58番13号（大徳ハイツ307号）
債務者　山田　鐵郎
1　決定年月日時　平成27年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月15日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第３７号
秋田県大館市字観音堂488番地31
債務者　後藤栄津子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第２１０号
山梨県甲斐市玉川888番地　県営玉川団地28号館203号
債務者　中山　　優
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２２２号
山梨県南アルプス市あやめが丘1951番地14
債務者　深澤　　実
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５３２号
熊本市中央区城東町５番31号　城東レジデンス203号
債務者　古賀さよ子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第８０号
山口県周南市瀬戸見町10番２―203号
債務者　大柳　策雄
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第８６号
山口県宇部市昭和町４丁目11番45―505号
債務者　戸崎　千恵
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月17日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第７８号
宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番32番地１町営上小路住宅６―５号
債務者　大類　　健
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番32番地１町営上小路住宅６―５号
債務者　大類みつ子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
福島県郡山市緑ケ丘東５丁目２番地の１　県営住宅07棟301号
債務者　木船　充宏
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係